

串間市水道施設維持管理等包括業務委託

要 領 集

平成 2 9 年 1 0 月

串間市上下水道課

目 次

- ・施設維持管理業務要領 P 1 ～ 2
- ・施設の巡視点検要領 【別紙 1】 P 3 ～ 9
- ・配水池清掃要領 【別紙 2】 P 1 0
- ・自家用電気工作物保安業務要領 【別紙 3】 P 1 1 ～ 1 2
- ・取水送水設備保守点検業務要領 【別紙 4】 P 1 3 ～ 1 4
- ・水道施設位置図 【別紙 5】 P 1 5
- ・水道施設維持管理等業務連絡体制 【別紙 6】 P 1 6 ～ 1 7
- ・漏水等突発事故対応業務要領 P 1 8 ～ 2 2
- ・検定満期メーター取替業務要領 P 2 3 ～ 2 4
- ・給水装置に関する業務要領 P 2 5 ～ 2 6

施設維持管理業務要領

(目的)

第1条 この要領は、串間市水道施設維持管理等包括業務委託に関し施設維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 施設維持管理業務の対象施設は、串間市水道区域内の水道施設（以下「串間市水道施設」という。）とする。

(巡視点検箇所及び回数)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、串間市水道施設について別紙1に定めた回数以上の巡視点検を行うものとする。

(作業の実施)

第4条 乙は、施設の巡視点検の実施内容を施設管理日報に記録し、委託者（以下「甲」という。）に報告すること。

- 2 乙は、串間市水道施設について清掃等を行い、常に清潔で衛生的な環境を保つように努めること。
- 3 乙は、草刈清掃が必要な施設については別紙1に定める回数以上実施し、施設の景観保護と衛生管理に努めること。
- 4 薬剤を使用する施設について、乙は常に貯留槽の残量に注視し、遅滞なく補給を行うこと。また、液漏れの有無等、適性な運転状況の確認を行うこと。
- 5 乙は、別紙2に掲げた配水池及び受水槽について、配水に影響を与えぬよう清掃を実施すること。
- 6 乙は、西区浄水場及び東区浄水場の高圧受電設備並びに非常用予備発電装置については、別紙3の要領に従い適切な保安業務を行うこと。
- 7 乙は、水道施設のポンプ及びモーターについては、別紙4の要領に従い保守点検を行うこと。
- 8 乙は、西区浄水場、東区浄水場、大平浄水場について、巡視点検の際に異常を発見したときは、速やかに、甲及び甲が別に契約する保守業者へ連絡すること。

(修理工事の区分)

第5条 串間市水道施設の修理工事（導水管・送水管・配水管及び給水管の修理工事は除く。）の1件の金額が3万円（消費税及び地方消費税は除く。）以下の場合、乙がこれを行う。3万円を超える場合は、甲が別途発注し行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、本業務にて異常を発見した場合、速やかに甲に報告する。

(異常時の電源確保)

第7条 台風等により電源喪失のおそれが予見される場合は、事前に発電機を対象施設に準備すること。また、状況に応じて事前に電源の切り替えも行うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙が行う業務により第三者に損害を与えた場合、乙が一切の責任を負う。

(雑則)

第9条 業務遂行中、この要領に定めのない事項が生じたとき、又は疑義が生じたときは、乙は甲と協議を行う。

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
1	<p>西区浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質確認、濁度計、PH計、残留塩素濃度計の確認 ・設備の運転状況確認、制御室にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、膜ろ過設備、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素及び塩素中和剤の残量を確認し必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃、西区浄水場、旧穂佐ヶ原浄水場 	<p>1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上</p> <p>適時 年3回以上</p>
2	<p>東区浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質確認、濁度計、PH計、残留塩素濃度計の確認 ・設備の運転状況確認、制御室にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、膜ろ過設備、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素及び塩素中和剤の残量を確認し必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃 	<p>1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上</p> <p>適時 年3回以上</p>
3	<p>大平浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質確認、濁度計、残留塩素濃度計の確認 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、急速ろ過設備、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素及び凝集剤の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃 	<p>1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上</p> <p>適時 年3回以上</p>

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
4	<p>赤池水源地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p>
5	<p>都井水源地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質確認、濁度計の確認 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃、都井第2水源地 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p> <p>年1回以上</p>
6	<p>宮ノ浦浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質確認、濁度計の確認 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、紫外線設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p> <p>年1回以上</p>

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
7	<p>市木浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、紫外線設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p> <p>年2回以上</p>
8	<p>本城中継ポンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p>
9	<p>高則中継ポンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p>
10	<p>秋山ポンプ室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃 	<p>1週間に1回以上</p> <p>1週間に1回以上</p> <p>適時</p> <p>年1回以上</p>

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
11	笠祇第1中継ポンプ室 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃	1週間に1回以上 1週間に1回以上 適時 年2回以上
12	笠祇第2中継ポンプ室 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃	1週間に1回以上 1週間に1回以上 適時 年2回以上
13	上代田ポンプ室 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設の清掃	1週間に1回以上 1週間に1回以上 適時
14	舳ポンプ室 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃	1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1度以上 適時 年3回以上
15	穂佐ヶ原水源地 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設内の草刈清掃 4号井、7号井、8号井	4ヶ月に1回以上 年2回以上
16	穂佐ヶ原配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年2回以上
17	井牟田水源地 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設内の草刈清掃 2号井、3号井	4ヶ月に1回以上 年2回以上
18	白坂配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年2回以上

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
19	秋山配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
20	笠祇第1配水池 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃	1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上 適時 年2回以上
21	笠祇第2配水池 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、薬注設備、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・薬品類の残量確認、塩素の残量を確認し、必要に応じ補給する ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃	1週間に1回以上 1週間に1回以上 1週間に1回以上 適時 年2回以上
22	大平第1水源地 ・設備の目視点検 ・取水口の清掃、点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 適時 年2回以上
23	大平第2水源地 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年2回以上
24	風野配水池 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設の清掃 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 適時 年3回以上
25	大平減圧弁室 ・設備の目視点検、減圧弁の確認 ・施設の清掃	4ヶ月に1回以上 適時
26	赤池配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4カ月に1度以上 年1回以上

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
27	真萱加圧ポンプ場 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 4ヶ月に1回以上 年1回以上
28	越ヶ谷加圧ポンプ場 ・設備の運転状況確認、制御盤にて運転状況の確認 ・設備の目視点検、ポンプ類の目視及び異音有無の確認 ・施設の清掃	4ヶ月に1回以上 4ヶ月に1回以上 適時
29	高則配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
30	古大内調整槽 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
31	上代田配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
32	小田代配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
33	都井配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4カ月に1度以上 年1回以上
34	宮ノ浦配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
35	子持田配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
36	舳配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上
37	大重野配水池 ・設備の目視点検 ・施設内の草刈清掃	4ヶ月に1回以上 年1回以上

別紙1 施設の巡視点検要領

施設点検要領		点検頻度
38	旧白坂浄水場 * 廃止施設 ・ 施設内の草刈清掃	年2回以上
39	旧揚原浄水場 * 廃止施設 ・ 施設内の草刈清掃	年2回以上
40	平原加圧ポンプ場 * 休止施設 ・ 施設内の草刈清掃	年2回以上
41	高松配水池 * 休止施設 ・ 施設内の草刈清掃	年2回以上
42	市木第1水源地 * 休止施設 ・ 施設内の草刈清掃、第1水源地、第2水源地	年3回以上
43	旧古大内水源地 * 休止施設 ・ 施設内の草刈清掃	年1回以上

第1 施設異常時の対応

- ・ 施設の異常は巡視点検による確認以外に遠隔監視システムにより警報が発報される。異常警報の報告を受けた際には速やかにテレメータによる施設確認及び、現地にて状況確認を行う。状況に応じて応急措置を行い、修繕等の手配を行う。

第2 水道施設用地の草刈清掃

- ・ 作業中の事故等、安全管理について特に注意を払い作業すること。施設敷地内にある配管や配線等を損傷しないよう慎重に作業を行うこと。別紙1にて定めた施設及び草刈の実施回数を遵守し、施設の景観保護と衛生管理に努めること。
- ・ 清掃は、槽内の清掃だけでなく、外観、敷地内の清掃も行うこと。

別紙2 配水池清掃要領

	施設名	寸法	清掃実施年度
1	西区浄水場膜供給水槽	4.0m×8.0m×2池	平成30年度【潜水土】
2	西区浄水場浄水池	6.0m×10.0m×2池	平成30年度【潜水土】
3	東区浄水場浄水池	5.0m×10.0m×2池	平成30年度【潜水土】
4	穂佐ヶ原第1配水池	9.0m×16.0m×2池	平成30年度【潜水土】
5	穂佐ヶ原第2配水池	13.4m×11.6m×2池	平成30年度【潜水土】
6	白坂配水池	φ15.1m×1池	平成30年度【潜水土】
7	宮ノ浦配水池	3.0m×6.4m×2池	平成30年度【潜水土】
8	大重野配水池	5.5m×3.0m×2池	平成30年度【潜水土】
9	井牟田水源原水槽	4.5m×8.0m×H3.0×2池	平成30年度【人力】
10	東区浄水場膜供給水槽	3.0m×4.0m×H4.0×2池	平成30年度【人力】
11	笠祇第1配水池	3.5m×6.0m×2池	平成31年度【潜水土】
12	笠祇第2配水池	2.5m×5.0m×2池	平成31年度【潜水土】
13	秋山配水池	3.6m×7.0m×2池	平成31年度【潜水土】

第1 配水池及び受水槽の清掃

- ・ 不断水にて清掃を行う場合には、ロボットではなく、潜水土により清掃を行うものとする。清掃方法及び実施の可否については、甲乙協議のもと決定し実施する。
- ・ 配水池及び受水槽の清掃は、槽内の清掃だけでなく、外観および敷地内の清掃も行うものとする。

第2 潜水土による配水池及び受水槽の清掃

- ・ 配水池及び受水槽の開口部周辺の養生は十分に行いゴミの混入等がないよう留意すること。
- ・ 清掃に使用する機器は消毒を行い常に衛生的であること。
- ・ 清掃中に沈殿物の攪拌等がないよう慎重に清掃を行うこと。
- ・ 潜水清掃は危険も伴うため、予備の機器及び人員を常に配置し、潜水土の安全を第一に準備、対応すること。

別紙3 自家用電気工作物保安業務要領

第1 対象施設

対象施設名	串間市上水道西区浄水場
所在地	串間市大字串間字馬卸2043番地
需要設備	設備容量300KVA 受電電圧6600V
非常用予備発電装置	定格容量204KVA 定格電圧 220V

対象施設名	串間市上水道東区浄水場
所在地	串間市大字奈留字鍛冶屋堀5893番地3
需要設備	設備容量150KVA 受電電圧6600V
非常用予備発電装置	定格容量135KVA 定格電圧 220V

第2 業務の範囲

- (1) 電気工作物の維持管理及び運用について、定期的な点検・測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、これについて報告及びは助言を行うこと。
- (2) 電気事故発生時における応急処置並びに事故原因の探求の協力及び再発防止の協力助言、また必要に応じ臨時点検を行うこと。
- (3) 法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査を実施しながら必要な助言を行うこと。
- (5) 自家用電気工作物の設置又は変更について、経済産業局長に対し申請書又は届出書の提出を必要とする場合における書類又は図面の作成及び手続きの協力を行うこと。

第3 点検の回数

- (1) 月次点検＝毎月1回
ただし、絶縁常時監視装置を設置した場合は、隔月とする。
- (2) 年次点検＝毎年1回
- (3) 臨時点検＝必要の都度
- (4) 工事期間中＝毎週1回

点検は、原則として、乙の所定就業時間内に行うものとする。

第4 絶縁常時監視装置等を設置する場合の取扱い

- (1) 甲の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、乙が設置するものとする。
- (2) 甲は、絶縁常時監視装置等を設置する場所の提供、電灯・電話配線などの既存の施設利用について便宜を図るものとする。
- (3) 絶縁常時監視装置等及び設置工事に要する費用は、乙が負担するものとする。
- (4) 絶縁常時監視装置等の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとし、甲は装置を無断で移設・取外し・修理などを行わないものとする。

別紙3 自家用電気工作物保安業務要領

(5)乙は、絶縁常時監視装置等の設定値の確認及び試験による検知動作の正常確認のため、伝送試験等を毎年1回以上行うものとする。

第5 記録の保存

乙が実施した保安管理業務終了後には、その実施者名及び報告、助言した事項の記録を甲乙確認のうえ、双方において3年間保存するものとする。

第6 保安業務担当者の資格等

(1)乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。

(2)乙の保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証明書を常に携行すること。

別紙4 取水送水設備保守点検業務要領

第1 保守点検業務の内容

(1) 乙は、年間を通じ定期点検、巡回点検、オンコール（不定期点検整備）等、障害防止の保守を責任をもって実施すること。

(2) 定期点検業務を年4回（6月、9月、12月、3月）3ヶ月毎に行うこと。

(3) 点検機器

・西区浄水場

送水ポンプ（125MSN3637）37kw×3台

・穂佐ヶ原水源地

4号取水井（KUR2-806-7.5）7.5kw×2台

7号取水井（KUR2-806-5.5）5.5kw×2台

8号取水井（KUR2-806-5.5）5.5kw×3台

・東区浄水場

送水ポンプ（FSS2F65.5）5.5kw×3台

加圧送水ポンプ（65MDPA3 67.5）7.5kw×3台

・井牟田水源地

1号取水井（SP60-2-A）5.5kw×1台

2号取水井（U3037626VC64）5.5kw×1台

3号取水井（U3037626VC64）5.5kw×1台

導水ポンプ（MSN3-618）18.5kw×3台

・秋山ポンプ室

送水ポンプ（40BMS565.5）5.5kw×1台

（40BMS P565.5A）5.5kw×1台

・越ヶ谷加圧ポンプ室

加圧ポンプ（KUR-406×2S-3.7）3.7kw×1台

（KUR3-406-3.7）3.7kw×1台

・笠祇第1中継ポンプ室

送水ポンプ（40BMS665.5）5.5kw×2台

・笠祇第2中継ポンプ室

送水ポンプ（40BMS865.5）5.5kw×2台

・赤池水源地

取水ポンプ（40BHS1065.5）5.5kw×2台

・真萱加圧ポンプ所

加圧ポンプ（40BRMD63.7）3.7kw×2台

・高則中継ポンプ場

送水ポンプ（KR4-406-C5.5）5.5kw×4台

別紙4 取水送水設備保守点検業務要領

- ・市木浄水場
取水ポンプ1. 5kw×2台
送水ポンプ7. 5kw×2台
- ・舳ポンプ室
送水ポンプ(KUR2-326-Y3.7K) 3.7kw×2台
- ・宮ノ浦浄水場
取水ポンプ0.75kw×2台
送水ポンプ2.2kw×2台
- ・本城中継ポンプ場
送水ポンプ11kw×2台
- ・上代田ポンプ室
送水ポンプ(40MS563.7) 3.7kw×2台
- ・大平浄水場
揚水ポンプ(CJ40×32M-60.4) 0.4kw×2台
送水ポンプ(GMN-CH40×3-62.2) 2.2kw×2台
- ・大平第2水源地
取水ポンプ(PMU-40×3-61.5) 1.5kw×2台
- ・大平配水池
加圧ポンプ(NJP-40-61.5) 1.5kw×2台

第2 試験・点検項目

(1) 機器本体点検作業

軸封漏れ点検、軸心点検、軸受温度異音点検、振動異音点検、軸継手摩耗点検
軸受潤滑油点検、外観点検

(2) モーター点検作業

絶縁測定、フレーム温度測定、軸受温度異音点検、据付状況点検、外観点検

(3) 制御盤点検作業

絶縁測定、電磁接触器接点点検、電線緩み点検、電圧電流点検、漏電遮断機動作点検、サーマル点検、外観点検

(4) 付属品点検作業

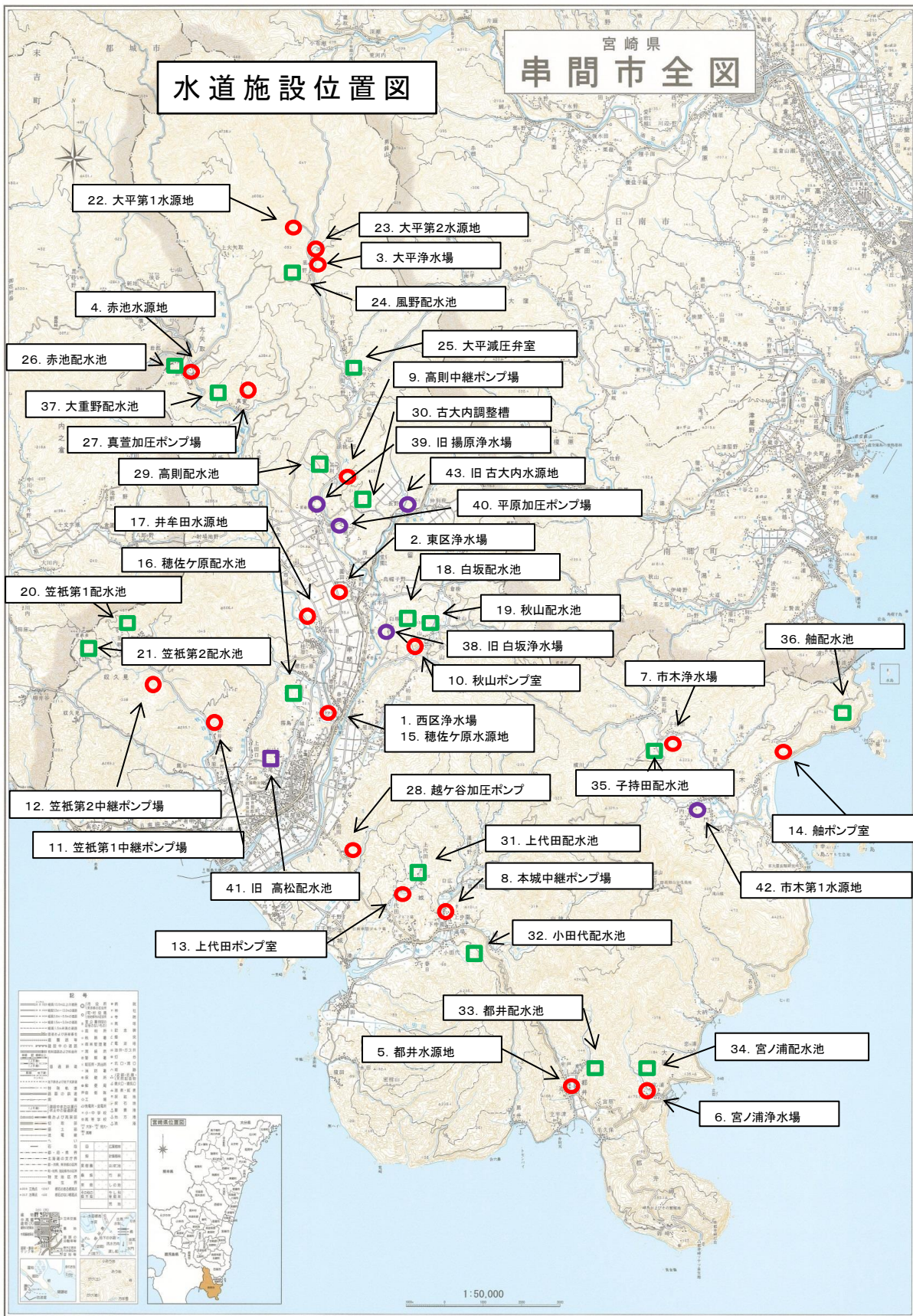
吹込吐出配管点検、圧力タンク点検、逆止弁点検、圧力計点検

第3 使用部品

保守点検にあたっての簡易な部品は、本契約内に含まれるものとする。

第4 作業上の注意

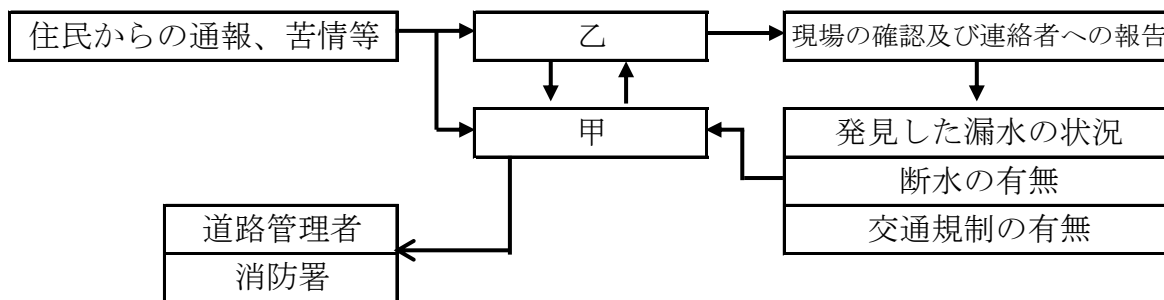
保守点検作業にあたっては、関係法規に基づき保安、火災予防及び施設運営に十分注意するものとする。



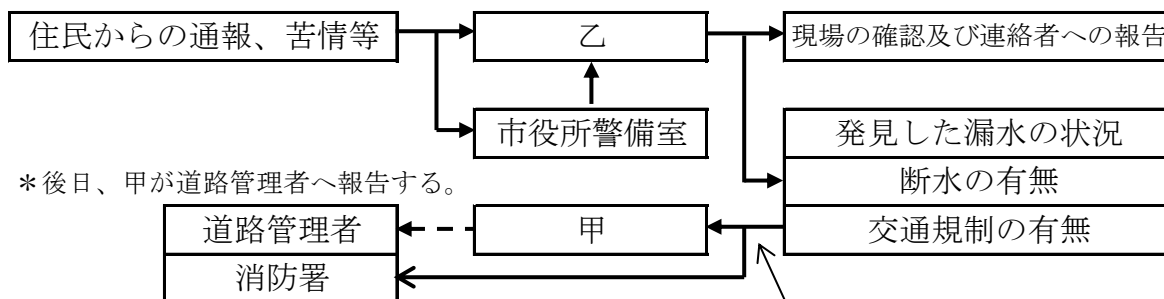
別紙6 水道施設維持管理等業務連絡体制

【突発漏水等対応時】

①業務対応時間：休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分



②業務対応時間：①以外の業務対応時間



* 後日、甲が道路管理者へ報告する。

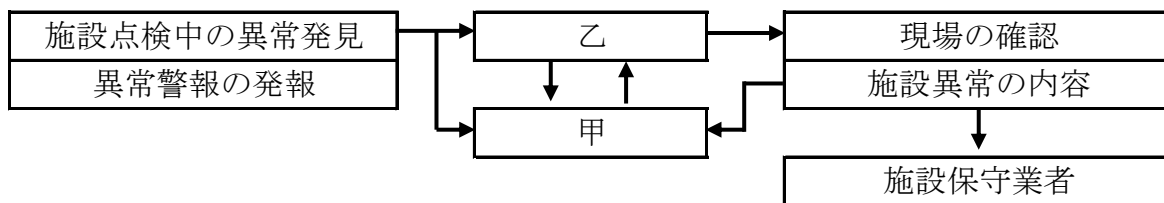
* 断水を行う場合（数戸程度の断水は除く。）、甲に連絡する。また、全面通行止や消火栓が使用できなくなる場合には消防署に乙が連絡する。

漏水の規模が大きく現場対応が困難な場合や、断水時間の長期化や断水範囲が大きく給水活動を必要とする場合には、状況に応じて甲乙協力して対応する。

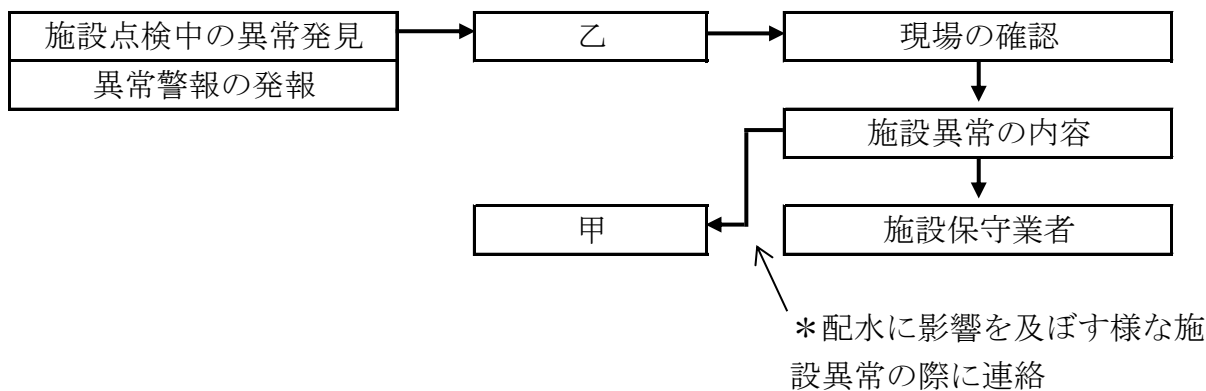
別紙6 水道施設維持管理等業務連絡体制

【施設異常対応時】

①業務対応時間：休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分



②業務対応時間：①以外の業務対応時間



応急的な措置では施設の機能回復が困難な場合には、甲乙協力して対応する。

漏水等突発事故対応業務要領

(目的)

第1条 この要領は、串間市水道施設維持管理等包括業務委託に関し漏水等突発事故対応業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象地域)

第2条 漏水等突発事故対応業務の対象地域は、串間市水道区域内とする。

(突発対応体制)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は突発事故に即、対応できる体制を確立しておかなければならない。

(漏水確認調査の事前準備)

第4条 乙は、道路敷地内の異常水を発見した場合又は通報があった場合、管網図等により管路布設状況の確認を行うこと。

(漏水確認及び対応)

第5条 乙は、異常水が発生している現場において、異常水の残留塩素を測定し、あわせて音聴棒又は漏水探知機を使用して異常水が水道水であるかどうか調査するとともに、可能な限り漏水箇所を特定すること。

2 乙は、水道の漏水について、漏水量、路面の状況等を調査した上で、緊急性を判断すること。

3 乙は、配水管の漏水の場合又は給水装置のうち配水管からメーターまでの漏水の場合、漏水修理工事の手配を行うこと。

4 給水装置のうちメーターから宅地側での漏水の場合は、水道使用者等に連絡し、指定工事事業者（串間市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業規程第1号）第6条第1項に規定する指定工事事業者証の交付を受けたものをいう。）に修理を依頼するよう説明すること。

5 乙は、仕切弁、空気弁、消火栓等のボックスの陥没及び段差を発見及び通報を受けたときは、その状況を確認すること。

6 乙は、交通の安全を確保するため、防護柵その他安全保安用具を設置すること。

7 水道管路上の道路の一部が陥没し、交通規制を必要と判断した際には甲に連絡すること。

8 道路の交通規制や、断水が発生又は必要とする場合には、別紙6に基づき速やかに甲に連絡すること。

(応急給水)

第6条 管路事故に伴い、断水が発生し、緊急の水需要に対応するために、臨時の給水が必要な場合は甲、乙協力して行う。

2 給水作業は、甲が所有する給水タンクを用いて対処するものとする。

3 大規模な管路事故や災害等による広範囲の給水活動については、串間市水道施設危機管理マニュアルに従って対処するものとする。

(断水区域の決定)

第7条 断水区域の決定に当たっては、乙が次の事項について確認のうえ甲と協議し断水区域が最小限となるように行うこと。

(1) 漏水箇所。

(2) 仕切弁、消火栓、空気弁及び排泥弁の位置及び状況。

2 仕切弁、消火栓、空気弁及び排泥弁の位置は管網図にて確認し、開閉可否を含む状況確認を現場で必ず行うこと。

(断水時間及び時間帯の決定)

第8条 断水を行う時間及び時間帯の決定に当って、乙は水道使用者等にもっとも影響が少なくなるよう次の事項に考慮し行うこと。

(1) 断水範囲。

(2) 断水区域内の理髪店、飲食店、工場、病院その他事業所の営業状況。

(3) 修理及び充水並びに洗管の作業時間。

(4) 掘削現場の交通量。

(広報及び関係機関への連絡)

第9条 乙は広報を広報車で行う。ただし、断水区域が狭い場合は戸別訪問により断水の時間及び時間帯を周知すること。

2 漏水量が多い等、早急に断水が必要なときには、速やかに断水し、緊急事態により断水中であることを断水エリア内に広報し、同時に甲へ連絡したうえ、給水活動の必要性を検討すること。

3 修繕工事を行う際に交通規制を行うときには、別紙6に基づき事前に甲に連絡を行うこと。

4 断水エリア内に消火栓がある場合、全面通行規制を行うときには、別紙6に基づき事前に甲に連絡すること。また、対応時間帯によっては消防署にも連絡を行うこと。

(仕切弁及び消火栓の操作上の注意事項)

第10条 仕切弁及び消火栓を操作するときは、次の事項に注意すること。

(1) 管路内は、通常一定方向に水が流れているものの、水の使用状況又は周辺の管網その他の条件により水流が変化する場合もあるため、仕切弁の操作を行うときは水流の変化に注意すること。

(2) 急激な仕切弁及び消火栓操作は、赤水等が発生する可能性があるため十分に注意すること。

(3) 仕切弁の開閉作業をするときは、バルブキー等に耳を当て、流水音を確認し作業を行うこと。

(4) 仕切弁及び消火栓を開けるときは、流水音で流量を想定し作業すること。

(5) 仕切弁及び消火栓を操作するときは、許容締付トルクがあるため、過度の締付けは行わないこと。

(6) 仕切弁及び消火栓を操作するときは、車両、歩行者等に対し安全対策を図ること。

(7) 現場を離れる場合、仕切弁及び消火栓の鉄ぶたを段差のないよう確実に閉め、バルブキー等を挿した状態で現場を離れないこと。

(8) 消火栓等で排水作業を行った場合は、作業終了後、吐水口の止水を確認し、吐水口にふたをすること。

(充水作業)

第11条 充水作業は、管内に空気が残存して白濁水の原因とならないよう空気の除去を優先して行い、その後、赤水等の濁水の排水を行うこと。

2 充水作業を行うときは、地形及び管路の状況を考慮し、原則高い位置に設置している消火栓から管内の空気を排気すること。

3 消火栓より高い位置に給水装置がある場合、水道使用者等の承諾を得た後にメーターを取り外し、管内の空気を排気すること。

4 急激に仕切弁を開けることにより、白濁水及び赤水等が発生しないよう、開け始めは特に慎重に作業を行うこと。

(施設異常への対応)

第12条 水道施設の異常警報を受けたときには、速やかに施設の状況を確認し、甲が定めた水道施設管理マニュアルに沿って復旧修理工事の手配を行うこと。また、別紙6に基づき関係機関への連絡を行うこと。

(緊急の修繕体制の確保)

第13条 乙は、緊急の修繕工事にも対応できる体制を確保すること。

2 風水害等に対する事前準備にも対応できる体制を確保すること。特に、遠隔施設の電源確保に伴う発電機及び人員について常時確保しておくこと。また、電源確保のために事前準備が必要と判断した際には速やかに対応すること。

(掘削工事)

第14条 掘削工事の前に仕切弁を操作して漏水量を調整し、水道管の破損個所が掘削中に肥大しないよう十分注意すること。

2 掘削工事に当っては、地質の硬軟、掘削深度その他の現地の状況により必要に応じた土留工等を行うこと。

3 掘削工事により水道管以外の構造物の基礎及び地下埋設物を損傷させないように十分注意し、防護処置をとること。

4 掘削工事に当っては、水道管の埋設深度を確認し、水道管を損傷させないように行うこと。

5 水道管周りの土砂は、人力施工にて除去し、水道管の破損個所が確認できるまで掘削を行うこと。

(掘削箇所の排水)

第15条 掘削箇所の水道管の漏水、湧水及び滞水は、施工箇所の周囲に影響を与

えないよう配慮し、水中ポンプ等を用いて排水を行うこと。

(漏水箇所の修理)

第16条 水道管の破損個所の状況を確認し、布設年度、管種、口径及び老朽化の度合いを勘案し最良の修理方法を決定すること。

2 管路の接続及び補修に当っては、修理に用いる資材の特性を理解し、入念に管路の接続を行い、修理箇所から再び漏水がないよう注意すること。

(埋戻し工事)

第17条 埋戻しは、水道管から10センチメートル以上を砂で埋戻し、これより上は、良質な流用土で埋め戻すこと。ただし、流用土で埋め戻せない場合、新規土、碎石、砂等を用いて埋め戻すこと。

2 埋戻しに当っては、路面が沈下しないよう入念に締固めを行うこと。

(舗装復旧)

第18条 舗装復旧は原形復旧とする。ただし、舗装復旧が加熱アスファルトの生産ができない時間帯の場合は、交通量を勘案し、常温合材、粒調碎石等により仮復旧を行うこと。

2 舗装完了後から2年以内に舗装の沈下又は舗装箇所破損などが発生したときは、復旧を行わなければならない。ただし、別な原因により舗装の沈下等が発生した場合はこの限りでない。

(完了報告)

第19条 漏水修理工事完了後、乙は別紙6に基づき甲に状況を報告し、翌開庁日までに、修理報告書を提出すること。

2 乙は、平面図及び展開図、写真等必要な書類を添えて、業務完了報告書として1月ごとに集約して甲に提出すること。

(公道以外の給水装置の漏水修理工事)

第20条 乙は、漏水修理工事の実施の前に、水道使用者と工事の日時、断水時間その他関係事項の調整を行うこと。

2 乙は、給水装置の修繕に要する費用負担区分の判断が困難な場合、給水装置の修繕において庭石・庭木の移設、石張り、タイル張り等の舗装などの原形復旧工事に多大な費用が必要と判断される場合、又は漏水修理が困難な場合は、甲と協議すること。

3 前項の規定による協議の結果については、甲が水道使用者等に連絡し対応する。

(修理資材の使用)

第21条 乙は、甲が修理に備えた資材を優先的に使用し、使用した資材はその都度、甲に報告すること。

(損害賠償責任)

第22条 乙が行う業務により故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合、乙が一切の責任を負う。

(雑則)

第23条 業務遂行中、この要領に定めのない事項が生じたとき、又は疑義が生じたときは、乙は甲と協議を行う。

検定満期メーター取替業務要領

(目的)

第1条 この要領は、串間市水道施設維持管理等包括業務委託に関し、検定満期メーター取替業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象地域)

第2条 検定満期メーター取替業務の対象地域は、串間市水道区域内とする。

(取替時期)

第3条 検定満期メーターを取り替える時期は、委託者（以下「甲」という。）が定めた時期とする。

(メーター等の支給)

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、委託期間中に甲が支給したメーター及びその他付属部材のみ使用すること。

(業務従事者)

第5条 乙は、取り替え工事に従事する者を甲へ通知すること。

2 乙が取り替え工事に従事するときは、甲が発行した身分証明書を携行しなければならない。

(施工方法)

第6条 乙は、検定満期メーター取替業務を次に掲げるとおり行う。

(1) 取り替え工事前に、工事目的、断水等について水道使用者へお知らせすること。

(2) メーターボックス内のごみ、泥及び水を除去し、作業中は水道管内に異物を混入しないよう施工すること。

(3) メーターの設置後は流入口及び流出口を確認の上、動作確認を必ず行うこと。

(4) メーター取替後、1年以内に接手部分から漏水があった場合は、甲の指示に従い、速やかに無償で補修を行うこと。

(5) 取り替え工事が完了した場合は、書面により水道使用者へ通知すること。

2 前項のほか、甲の指示があるときはこれに従うこと。

(履行報告)

第7条 乙は、検定満期メーターの取り替え後に、作業を行った年月日、引上げ時の指針、新旧メーター番号及び取り付け時の指針を誤りなく記録し、甲が定める日までに報告すること。

(事故処理)

第8条 検定満期メーター取替に起因する漏水、給湯器等の不具合、給水栓での取水不良及び苦情等が発生した場合は、乙の責任において速やかに対処しなければならない。

2 前項の存続期間は取り替え完了後から1年とする。

(損害賠償)

第9条 乙が行う業務により故意又は過失によって甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は一切の責任を負う。

(雑則)

第10条 業務履行中、この要領に定めのない事項が生じたとき又は疑義が生じたときは、乙は甲と協議を行う。

給水装置に関する業務要領

(目的)

第1条 この要領は、給水装置の新設、改良及び撤去の受付並びに問合せ並びに現場対応（以下「給水装置に関する業務」という。）を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象地域)

第2条 串間市水道区域内の給水装置に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水装置の新設、改良及び撤去の受付（以下「受付業務」という。）
- (2) 給水装置に関する相談等についての対応（以下「問い合わせ業務」という。）
- (3) 前号の問い合わせ業務のうち現場対応が必要な業務（以下「現場対応業務」という。）

(受付業務)

第3条 受付業務の内容は、串間市水道条例施行規則第4条に規定する給水装置工事申込書（以下「申込書」という。）の受付とする。

2 受託者（以下「乙」という。）は、申込書が提出されたときは、次のとおり確認すること。

- (1) 文字はわかりやすく正確に記入されていること。
- (2) 申込者が申込者以外のもので所有する土地に給水装置を設置する場合又は申込者が申込者以外のもので所有する給水装置から分岐して設置する場合は、承諾書の有無を確認すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者の欄に、串間市水道事業指定給水装置工事事業者規程第6条に規定する指定工事事業者証の交付を受けたもの（以下「指定工事事業者」という。）の所在地、事業者名及び電話番号並びに代表者の氏名が記載され、代表者の印が押印されていること。
- (4) 給水装置工事主任技術者の欄に、規則第12条の規定により選任し、届け出た主任技術者の氏名が記入され、その者の印鑑が押印されていること。
- (5) 給水装置工事精算書の内容の確認及び検算をすること。
- (6) 付近見取り図、平面図及び配管立面図が記載されていること。

3 前項の規定により確認を行った結果、不備がないと認める場合は、申請者又は受任指定工事事業者に申込書を返還すること。

4 給水装置工事竣工後、乙は施工者が給水装置工事費の金額を記載して提出する給水装置工事精算書及び給水装置竣工届を受付すること。

5 乙は、精算書の検算を行い、不備がないと認める場合は、申請者又は受任指定工事事業者に精算書を返還すること。

6 乙は、給水装置の設置にあたり、占用申請が必要であるときはその手続きに必要な資料を申請者又は受任指定工事事業者に提出させ受付すること。

7 給水装置の竣工検査は、甲が行うものとする。

(問い合わせ業務)

第4条 問い合わせ業務のうち、次に掲げる問い合わせは甲が対応するものとする。

- (1) 宅地造成等の開発に関すること。
- (2) 配水管の布設要望に関すること。
- (3) 給水装置の構造基準並びに検査に関すること。

(現場対応業務)

第5条 乙は、相談及び苦情に基づく現場対応業務について、迅速適切な対応に努めること。

(損害賠償責任)

第6条 乙が行う業務により故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合、乙は一切の責任を負う。

(雑則)

第7条 業務遂行中、この要領に定めのない事項が生じたとき、又は疑義が生じたときは、乙と甲は協議を行う。